

1. 件名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速実験炉原子炉施設の
設工認に係る行政相談

2. 日時：令和5年6月23日（金） 15：00～16：00

3. 場所：原子力規制庁10階南会議室
※本ヒアリングは、テレビ会議システムで実施

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

審査グループ 研究炉等審査部門

荒川安全管理調査官、有吉上席安全審査官、片野管理官補佐、

小舞管理官補佐、島田安全審査官、荒井安全審査専門職、

安澤技術参与

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

安全・核セキュリティ統括本部統括管理室 次長 他1名

大洗研究所 高速実験炉部 次長 他3名

5. 要旨

○国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下、原子力機構という。）から、
新規制基準施行時において使用前検査中であつた案件の取扱および設工認申
請書の構成に係る行政相談があつた。

○面談内容は、自動文字起こし結果を参照。

6. 配布資料

資料1：新規制基準適合に係る設工認申請書（第1回）の構成（案）について

資料2：新規制基準施行時において使用前検査中であつた高速実験炉「常陽」に
係る案件について

資料3：原子炉設置変更許可申請書 添付書類六 抜粋

資料4：原子炉設置変更許可申請書 添付書類八 抜粋

資料5：技術基準規則の新規制基準追加要求事項について

資料6：「常陽」の安全性の向上を目的とした工事等の進め方について

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	はいそれではですね行政相談を受けをいたしますが、資料としては二つあって、
0:00:08	まずは設工認の申請書の構成の案っていうのは、
0:00:17	障害警察であった案件についてっていうことで二つ出てますということですね。はい。当時から行きましょう。一応、
0:00:27	なので
0:00:30	すいません、後者の構成の案は、
0:00:34	おさまるんですね。
0:00:38	新規性っていう項目レスポンス1回の構成案についてというところで、
0:00:43	先日、2回に分けて実施しますような話をさせていただきました。で、形態なんですけども、先行の一応HDR、
0:00:53	を見て形を決めたいと思ってます。その下ありますけども、鏡があって、別紙1がいわゆる設工認の今まで本部と呼んでたところですね。
0:01:06	申請範囲ですとか基準規格、それから設計、工事の方法と、
0:01:10	いうところを記載したものを準備すると、それから別紙2は工事工程表、別紙3の、設計工事に係る品質マネジメントシステムということで、これでいわゆる、
0:01:22	法令ベースで要求されてる内容は網羅できてるのかなと思ってます。
0:01:27	教授さらに顧客書類として、つまり準備するかということで、今回分割申請等で分割申請の理由を、1個入れます。
0:01:37	後先から後が確認事項になってきまして、まずは適合性説明の要否についてということで、これ前回資料の中で、
0:01:51	ごめんなさい、前回の、
0:01:55	この方も、供出をする場ですね。その中で、新規性用技術基準規則の中で追加された事項を、
0:02:04	対象にしますと、っていうお話をさせていただいています。
0:02:08	そこに付けたA3サイズですかね、この別表これをそのままつけさせていただきたいというふうに思ってます。
0:02:18	ここの表ですよ。これをつけるつもりです。これは、ここにあるものが、今回新規性基準的のもの。
0:02:31	対象になりますというところで、黒マルがついてるところ、黒丸もしくは白マルがついてるところが、第1回第2回推薦の対象になるという形です。
0:02:42	それから三つ目は、技術基準に関する規則への適合性に関する説明書と。
0:02:49	ということで、こちら、
0:02:51	HDRもろもろでついていたものと一緒にですけども、各条文に対して、
0:02:59	この方が評価の必要性あるやなしやというような、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:04	一覧表を、
0:03:06	ご用意して、梁の部分だけ説明、説明紙をつけると、というような形でご用意をするつもりです。これもACAと同じ。
0:03:18	形になるかなと思ってます。
0:03:21	三つ目が、許可との整合性に関する説明書という形なので、対象の形で、許可の本文があつて、県橋内権力の記載があつて、
0:03:36	そこに対して設問横別紙 1 が主になりますけども、別紙 1 に、何を書いているかというところで、許可で要求されてる事項がちゃんと設工認に記載されてるというところを確認される。
0:03:51	いうところですよ。それから最後は、今度品質マネージメントに係る許可との整合性ということで、こちらはですね本文の 9 ポツですね。
0:04:02	が左側に入って、右側に都丸尾山KSPの中に負の文章が入ってきて、須藤警部補須藤当間小原研究員。
0:04:16	となります請求及び工事に係る品質マネジementシステムが一致しているというところを、お示した資料を準備するという形で、この体系で説明をさせていただきたいと思えますけども。
0:04:31	過不足等あれば、ちょっとコメントいただきたいなというふうに、私です。
0:04:37	ありがとうございます。
0:04:40	どうでしょうこの関係で、確認等ありますれば、
0:04:54	うん。
0:04:56	なければこれで、
0:04:58	一応我々としては、
0:05:01	この審査のあたりますので、許可処分後に提出をさせていただきたいと。
0:05:10	思いますそんなにですね、拙速にはやらなくても慎重にやっていただいで結構なんですけども。
0:05:19	そうすると添付書類のところ分割の理由ですけど、今理由だけではなくて、全体を示した上でってことになってますんでね規則上は、ここはできますか、全体の工事高。
0:05:33	そうですね。ここですよと。
0:05:38	これも前回の
0:05:42	25 時間の資料でお示してありますけども、
0:05:46	それを示した表の 2。
0:05:49	そのもので、全体の構成になりますのでこの上で第 1 回申請について
0:06:00	その実施時期を踏まえて先にやりますという理由が入って、第 1 回申請一遍は書類客建物の地盤改良、それから、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:10	第 2 回申請以降については、さっきの星取表ですね、星取表のに対して我々適合性確認をしていきますというところで、第 200%第 2 回申請第 1 編から第 29 円で、
0:06:24	構成するというような形で、分割申請、それから全体構成というところをご用意している形になります。
0:06:35	はい。
0:06:44	来年工事としてはもうこれで大体、これから増えることはもうないってことで、
0:06:50	ただ
0:06:51	今もともと出た設工認との関係どうするか問題はあるんですか。ここに入れるのかそれとも残したままにするのかっていうのはあるんですね。そうですね。林係長のものについては、
0:07:04	基本、ほぼ耐震で引っかかるので、そうですね。
0:07:09	必ず新規規制基準適合に関するバックフィットの項目には入って、
0:07:15	きます。
0:07:17	なるほど、わかりますので、例えば第 1 編の中のちょっと細分化した一つに入っていくってようなイメージで考えています部屋としてふやすかもしれませんけども。
0:07:29	細分化する形でちょっと考えればいいのかと思ってます。
0:07:36	ちょっと今の話は、これもこの資料ごとで聞くんですけど、他どうですかねこの申請書の形としてはこう、
0:07:47	足りないという、有吉です。お願いします。
0:07:52	すいませんちょっと確認で星取表も見ながら確認なんですけれど、今回の耐震補強のところでディー・ディー・エス、
0:08:02	高温構造設計指針を使うと聞いているんですけどそういう理解でいいんですよね。はい。大丈夫です。
0:08:09	それでね、コンコース本来、高になるところっていうのは、全部経産省が出し直すことになるのか。
0:08:18	或いは耐震補強関係ないか出てこない部分があるのかどうでしょうか。
0:08:25	耐震補強がないところ、ないところというか、
0:08:31	Sクラスに該当するところは、補強 0 にしろないにしろ、結果が大丈夫ですというご説明をしないといけないので、
0:08:39	すべてでは、
0:08:42	それからまずね、名取の配管は、基本はSs機能維持って話にもなってるので、そういう意味じゃ漏れるものはないかもしれないですね。
0:08:53	わかりました。それだけ確認です。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:18	他いかがでしょうか。
0:09:27	ちょっとお聞きするんですけど、この星取表ありますね別表、技術基準規則へのつて言っていて、このマルがついているのが、今申請者側で考えている、関係する条文ではないかと言われている。
0:09:42	そうですよ。はい。
0:09:44	はい。それ以外は、対象にならない。
0:09:50	そうですね。
0:09:54	その、規制要求から変わっているものではないので、今回のバックフィットという観点での時間余裕しかない。刀禰設工認上、要求事項がその見た目上変わってなくても、上流側でね、許可の基本設計が変わっちゃって、
0:10:13	引っかかってくるものっていうのは検討されてますか。そうですね。それがですね、例えば、※の1っていう形で、
0:10:23	丸を持ってますけども、これ10、十条ですかね、減少施設の機能ってこれ炉心関係。
0:10:30	十分なはずなんですけども。
0:10:33	追加要求事項ではないんですけども、方針が変わるので、ここの適合性を説明しないといけないというところで、本当にシグナルがついてるところになろうかと思えますけども、これを追加要求事項じゃないけれども、
0:10:49	本当今回新規性基準。
0:10:52	見てもらって、
0:10:53	本当、変更しているものがあるので、ご説明しなきゃいけないという形になります。
0:11:00	はいわかりました。その他もこれ、生まれついてるのはつけてませんけども、その前の文章でいいわけ書いてますけども、12条の材料構造、規格計算あたりは、
0:11:13	例えばBDBAの部分で、一部、カバーガスの配管、改造する形になってます。そうすると、その3主幹としての評価ってのが必要になってくるので、
0:11:24	ここも、白丸になる部分はあるんですけども、ちょっとそこまでやるところはきりないので、
0:11:32	この文章だけにしても困るは付けてない形になります。
0:11:42	はい。何ていうんすかね。もともと1週間とか3週間にしてるところはあまり問題になんないんですけど。
0:11:53	定員の配管で、今回BDBAに持ってきたようなやつあるじゃないですか。遮光父兄とかもそう強い。でもあれか補助冷却系はもともと位置付けにくっついていけば、レベル高いんですよ。うん。
0:12:08	遮へい体のコンクリート冷却系なんかとカートンそういうンデージーの大きいとかもそうかもしれませんけど、ああいうのは普通に考えたらなんかもともとそんなに。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:19	高水準が管理してるとは思ってなかったんですけど、実はしてたりするんですね、PCの動き影響はないです。コンクリート冷却系も、
0:12:30	県本部で言えばそういう話もあってまずね皆さんとして今回これ許可の議論で全然やってないことの一つなんですけど、
0:12:43	構造設計のところをどの水準でやりますかっていうのは決めていただかないといけない。そのBDBAの設備っていうのは、例えば、
0:12:53	3週間三種容器の水準で作るのか、それよりも低いのかってということなんですけど、これはもう決めですね。
0:13:03	そうですね今のところ、あれですよ。関係する所は重大事故プラス幾つとかっていうのを作るかどうかって話では言わないけども、京成はそれがもともと明示的に決められていて、
0:13:18	それを参考にすればですよ、SA設備っていうのはデービーでいうクラスに相当って扱いになりますので、多分試験炉でいうとこの3週間三種容器水準。
0:13:31	で作られるんじゃないかっていうふうに想像しますけども。
0:13:35	もう一つ決めたんですけどね、参考として実用性とかそのぐらいの水準で設計しますって言い方はできると思うんですね。
0:13:44	そういう意味で、車根茎も含めてそこは改造するわけではないので、すいません、もうあんまりそこは考えていなかったっていうのが正直なところ。
0:13:54	一方で、
0:13:55	その点については、試験の今村ですけども、Ss機能維持の話は、構造としては入っているんで、その部分でご説明させていただこうかなというふうには思っていた。
0:14:09	ここに今将来2回申請出るときいに詰めればいいのかもしいんですけど、
0:14:18	必要でやってた経験から言うと、この部分で、BDBAとして見てないから、まず見る必要がありますと、見る必要があつて耐震は耐震でわかった。それは見たけども材料構造としても、
0:14:30	やっぱりその水準でできてるかっていうのを確認する必要があるんで、過去の使用前の記録とかでも全然いいんですけどもね、その3週間三種容器作ってるなら、その事実を述べてもらえればいいと思うんです。
0:14:45	違ってたら、相当の、
0:14:48	水準があるっていかどうかですね。
0:14:51	多分そこ関係でいくと、
0:14:53	結局、
0:14:56	麻生吉川ですよ、本当は。
0:15:04	4週間ならここしかない。わかんないですけど。
0:15:10	そう。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:17	昭和層がこれで決めたんすよ。決めなんですよ。そういう、そういう要求でまず作るっていう設計方針があって、現にそうだから0なのか、現にそうじゃないけど、それ相当のね、管理をすとかそれ相応の設計水準があるから0だっていうのか、実はそうやってですね、結局消火配管なんかは、クラス3とか、
0:15:37	なんだけど、でもSAで使うから、クラスに相当の信頼性はあるよっていう言い方をしてるわけですよ。ただそういうのは別にあるから、おかしくはないんです。
0:15:47	そういうふうにするかどうかですね。
0:15:51	これ単純に0や5週間だから5週間の間ですって言っちゃうと、それ大丈夫って話になるので、耐震は若井菅田地震でもつって話とその後の信頼性の話は別だ。それぞれ見ないといけないですよっていうのが、
0:16:05	で、ちょっとここは2回目のところで気をつけて欲しいところの一つで12条に相当する部分は、軽水炉でも結構もめやすい一番上のところなので、
0:16:17	今のうちにお伝えをしました。はい。はい。はい。
0:16:22	格納容器何も丸ついてないですけど大丈夫ですよ。ないよ。ないですか。
0:16:27	土岐地域受け事項はないので。
0:16:30	新規要求事項はないんですけど、だけど、格納容器の中でね、そういう義務が漏れてもあそこは定義で考えてるんですが一応、もともとDBって考えてるから、新聞はもう火災の観点でどうするっていうのは、
0:16:44	考えるのかね。
0:16:46	うん。格納容器の中には消火設備だったり感知器であったりっていう整備をしますけど、これは格納容器バウンダリーとして新たに、本当要求事項がないので今までの、
0:17:01	今までそこは定義をしてるという。
0:17:06	なるのかなと思ってます。
0:17:09	知久委員ですね説明としてはわかったんですけどはい。これでOKで出してくださいとまではちょっと今の時点で判断できないので。
0:17:17	なんでちょっと第2回申請の話はもっと。
0:17:21	これもう細分化して多分お話してく形にはなってくと思って。
0:17:27	そこが変わってくる分には、家具固定も当然あるとは思ってるんですけども、まずはちょっと第1回申請としてはこんな形に、ちょっとお話をさせていただこうかなと思ってますので、
0:17:43	過不足なければ、よろしく願います
0:17:47	はい。終わりました。第1回申請の話ここはどうですかね。あとは計算の判断基準になるようなところはちゃんと別紙1の方に書かれますかってところが後はそうですけど。はい。今回判定基準については、逆に電力で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:06	来年からは大分変えて、結局そこでほぼ決まっているので、その内容と一致するってということで、御説明でいくと正規環境後の整合性ってところの説明をします。
0:18:21	ほぼ検査代表から全部決まっているのでね。
0:18:25	内容としては、わかりやすいかな。いや警察ともうやったので全くその足りないという気はないんですけども、ただある一定あくまでも許可の更新条項だっただけでやってますけど実際に工事するときのね、
0:18:40	規格基準みたいなものに照らして判断基準がどうかっていうのを細かく見ていく必要がありますから計算の場合はね、その関係もここでわかるようにして欲しいですね。
0:18:50	で、結局その根拠となる計算データはもちろん添付でいいんですけども、その人材、どのぐらいのものに作ってそれはどの判断基準と照らしていいかっていう話はやっぱり07階で大きくなっていくことですね。
0:19:06	音響の内部数字は添付でいいですけども、計算データとか後にですけどもって言うことですねはい。規格基準で要求してる試験項目のアンカーが足りないとかちょっと他困っちゃうから、そうならないようにして欲しいということですね。
0:19:25	ありますか。
0:19:27	物見にとってはあるんでしょうけど、今まずは、
0:19:34	構成なのであれですけど、ただ他の審査経験上ねあらかじめ伝えておかなきゃいけないようなことは今申し上げたつもりではあります。はい。
0:19:48	そんなところでしょうか。はい。
0:19:51	もう1検査中四角い案件ってところは資料上8件の申請がもともと出ていてどうするかってのは検査部門とも昨日されてはいるもののちょっとこちらでも確認はしておきたいと思うので、
0:20:07	そっちからもコンタクトしていますかね。いやするのにな。はい。
0:20:11	よろしくお願いします。はい。そんなところでしょうか。それが後ろの人たちもいるので、そこで切らないといけません。
0:20:22	ちょっと何か確認しておきたいこととか追加に聞いておきたいこととかありますか。大丈夫。それぐらいの方もよろしいですか。大丈夫ですか。
0:20:33	はい。大丈夫です。はい、わかりました。前半でレスポンス通りいろいろリクエストを出させてもらってますんで、そこんところは引き続きお願いしますということで、農水省相談はこれで。はい。わかりましたってことですねお互い準備しなきゃいけないことあると思いますんでそこは引き続きよろしくお願いします。
0:20:51	はい。それでは、行政相談はこれで終了しますありがとうございます。ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。